

# 令和元年度地域福祉支援計画専門分科会議事録

○開催日時：令和元年11月5日（火）  
15:00～16:00  
○開催場所：かでの2・7 920会議室

## ○次 第

1. 開 会
2. 議 事

- (1) 北海道地域福祉支援計画の指標に係る進捗状況について
- (2) 「北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」（案）  
について
- (2) その他

3. 閉 会

（事務局）

これから、「令和元年度地域福祉支援計画専門分科会」を開催します。

私は、地域福祉課地域福祉推進グループ主幹の河谷です。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、地域福祉課長の板垣より一言ご挨拶させていただきます。

（板垣地域福祉課長）

みな様お疲れさまでございます。地域福祉課長の板垣でございます。

この6月からですね、地域福祉課に着任しておりますのでよろしくお願いいたします。

当分科会でご協議いただきました北海道の地域福祉支援計画、こちらは平成30年3月策定でございます。本年で2年目を迎えたところでございます。

地域共生社会の実現に向けましては、いま国で「地域共生社会推進検討会」、こちらにおきまして、行政の縦割りの対応の見直しですとか、一括して相談に応じる体制整備についての中  
間提言が出されるなど、検討が進められているところでございます。

こうした中、北海道におきましても、地域共生社会の実現を目指しまして、高齢者、障がい者、子ども、困窮者等々を所管する福祉の関係部局の様々な横断的な展開を図るためですね、10月1日から部内の横断的な作業チームを組織いたしまして、民間事業者ですとか、市町村との協働による取組などを進める実働支援策を協議させていただいているところでございます。

またですね、今日お手元に資料をお付けしております「つしま医療福祉グループ、江別市及び北海道、こちら3者での「共生型地域づくりの推進」、こちらをPRさせていただければと思います。

これは、江別市で取り組んでいる「生涯活躍のまち整備事業」というものがございまして、こちらへの連携・協働について、江別市さんと、こちらの事業の実施主体である、つしま医療福祉グループさんからの要請を受けまして、先月、10月1日付けで、協働して三者連携を行う協定書の調印を行ったところであります。

こちらの整備事業をみていただければわかると思いますが、江別市大麻地区におきまして、

地域の交流拠点施設、温泉入浴施設ですとか、パン工房、交流農園などなどを整備し、また、特養ですとかサ高住、障がい者の就労訓練に向けたグループホーム等の整備を予定しているほか、地元商店街ですとか自治会などとも連携しながら、市町村と民間事業者が協働して、私どもが目指します「共生型の地域づくり」、これに取り組む事業としていることから、協定を道としても結んだということでございます。

今後、この事業に道が実施してきました共生型の取組の成果を提供するとともに、また、この江別市の整備事業で得られるノウハウ、取組などを全道に情報発信していければなと思っていますところでもあります。

当分科会におきましても、その進捗についてはご報告させていただこうと思っております。各委員の皆様からも、様々なご助言を得られればと考えております。引き続き、ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の主な議事でございます。

今年度中の条例制定を目指しております、議事の2番目にあります「無料低額宿泊所」の条例案について、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。短い時間ではありますが、積極的なご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、議事に入る前に、昨年度まで委員として参画していただいた、ワーカーズコープ北海道事業本部の下村委員が、ご都合によりまして委員を退任されております。

代わりまして、ワーカーズコープ北海道事業本部から、平本本部長に委員として加わっていただくこととなりましたのでご紹介させていただきます。ワーカーズコープ北海道事業本部 本部長の平本 哲男委員でございます。

(平本委員)

平本です。よろしくお願いします。

(事務局)

よろしくお願いします。

本日は、本間委員、本田委員、大原委員はご都合により欠席と伺っております。

次に資料の確認をさせていただきたいと思っております。お配りしている資料ですが、まず、次第です。配席図、分科会運営要領、それと委員名簿、資料1、後に資料1の資料ということで、A4横の資料がございます。それと、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、以上となっております。不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

本日の分科会ですが、主に今年度条例提案いたします「無料低額宿泊所」の条例案を協議いただきます。みな様、大変ご多忙の中で開催日程を調整させていただいたところでございます。

そのため、開催時間が、15時から16時までの1時間と大変短い中での開催となっておりますので、始めに北海道地域福祉支援計画の指標に係る進捗状況の報告をさせていただきます。その後、「無料低額宿泊所」の条例案に時間を多く割いていきたいと考えておりますので、あらかじめご承知置き願いたいと思っております。

それでは、これ以降の進行につきましては、太田分科会長をお願いいたします。

(太田分科会長)

非常に役不足ではありますが、進行を努めさせていただきたいと思います。

それではいま説明のあったとおり、今日は1時間という非常に短い時間ということでございます。これだけ資料がありまして1時間ということでございますので、皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思います。

それでは、まず私から、議事の次第にのっとりまして進行してまいりたいと思います。

「北海道地域福祉支援計画に係る指標の進捗状況等」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

地域福祉推進グループ主査の浅野です。

座ってご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。北海道地域福祉支援計画の指標の進捗状況については、昨年度開催させていただきました。本年1月11日の計画専門部会で、中間報告という形で、北海道地域福祉支援計画に定める6つの指標の状況については報告させていただきました。

今回はこの確定値が出ましたので、その報告をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目の、北海道福祉人材センターの支援による介護職員の就業者数、こちらの平成30年度の実績についてございますが、当初、中間報告で105人の見込みだったところが、進捗の確定値で150人となっております。

次に二つ目の地域の包括的な支援の核となる人材養成数についてですが、中間報告と同様、147市町村で人材の育成が進んでいるということでございます。

三つ目の災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定市町村につきましても、中間報告と同様の29市町村、

四つ目の市町村福祉避難所の指定状況につきましても、中間報告では168市町村でしたが、確定値として、177市町村、残るは2市町村のみというところまでいってございます。

続いて、5つ目の市町村の地域福祉計画策定市町村、こちらにつきましても、毎年度、国の方で調査を行っているところでございますが、今年度の分が、まだきていない状況でございますけれども、平成30年4月現在での数値を入れさせていただいております。平成30年度末の結果につきましては国の調査を待ってですね、ご報告させていただきたいと思っております。

六つ目の共生型地域福祉拠点の設置市町村、こちらの数がですね、中間報告では150市町村としておりましたが、確定値として160市町村で設置がされてございます。

以上が報告でございます。また、参考に横票で北海道地域福祉支援計画の関連事業に係る取組状況及び取組予定一覧というものを添付させていただいております。

こちらは地域福祉支援計画それぞれの計画本文に関する関連事業というものを、道庁内で整理しております。そちらの平成30年度の主な実績と今年度の取組予定を整理したものがございまして、こちらは後程ご覧いただければと思います。地域福祉支援計画の指標に係る進捗状況につきましては以上でございます。

(太田分科会長)

はい。ただいま、事務局から進捗状況につきましてご説明をいただきました。

今の説明に対しまして、ご意見並びにご質問ございましたら、お話しください。どうぞ。

(岡田委員)

すいません。

資料1の⑤の市町村地域計画策定市町村というのが、いまは91市町村で50.8%となっ

てございますけども、ちょっといま道社協の方でも、市町村社協で作っている地域福祉活動計画、まあ実践計画の方の策定の状況を、こないだの会議の中で、自治体の人口規模で、ちょっと分けてみてくれないかと言ったら、やっぱり予想通りに人口規模が小さいところは作れていないですね。ですから、いま50.8%でなかなかこれからも進まないと思うので、やっぱり小さい自体体に対して、ちょっと特別な支援と言いますか、そういったものがないと、作る力量というか、人間というか、人数というのが確保できないじゃないかなと思うので、その辺もご検討いただければと思います。

(太田分科会長)

はい。どうですか。

(事務局)

実は、今年度、これからなのですが、11月に入りまして、未策定の市町村にですね。小規模な市町村を中心に、私たち本庁職員がですね、直接出向いてですね、まず地域福祉計画の策定の重要性であるとか、そのメリットということ、あと策定の手法ですね、先ほどお話しをいただきました、どのように策定したらよいかだとかといった技術的な助言的なことをですね、私ども道では、ガイドラインを作っているのですが、なかなかそれを見きれないということもありますので、そういったところをですね。直接お話しに行つて策定を推進していくようなことで推進して行きたいと考えております。

(岡田委員)

よろしくをお願いします。

(太田分科会長)

それは、説明に行ったときの反応はどうですか。

(事務局)

これから、ちょうど13日をスタートとしておりますので、これからとなります。

(太田分科会長)

その他、よろしいでしょうか。

(村山委員)

ボランティアセンターの設置マニュアルの状況ですが、かなり低い状況かと思えます。昨年の災害を受けても増えなかったということですか。

(事務局)

こちらは30年の実績でございまして、9月に発災しまして、その半年間の間では、まだ進んでいないと。

ただ、その半年間の中で、その胆振東部地震の教訓を生かしたときに、やはりマニュアルが必要だという認識に立った市町村も数多くありますので、そういったところの実績がこれから、今年度表れてくると考えております。

それとともにですね、道社協も含めて、各市町村に対して、こういった教訓を活かしながら、マニュアルの策定が重要であるということを現在訴えかけているという状況にあります。

(村山委員)

はい、ありがとうございます。今回の台風もありますけども、広域に起きた時にやはりマニュアルを持っているか持っていないかによって、ボランティアの動員数が変わってくるというふうに思うのですね、もうなんか単発で、その地域だけという問題ではなくなってきたと思いますので、ぜひ、この達成率を上げていただくようにしていただければというふうに思います。

(太田分科会長)

よろしく願いいたします。その他ございますでしょうか。

(岡田委員)

すいません。今ちょっと村山委員からあったことで思い出したのですが、いまはボランティアの話だったのですけれども、全国的に見て、北海道では割と東北の方に以前も支援に入るといえることが多いと思うのですが、いまはどうも全国の自治体で、専門職、例えば社会福祉士や精神保健福祉を被災した県に派遣するということを広域的に作ろうという仕組みがあるから、北海道はどうなっているのかということや東北の人に聞かれたのですが、北海道ではどういった仕組みとなっているのか教えていただければと思います。

(板垣地域福祉課長)

いま、宮城の丸森町にですね、保健師2人と、あと事務職員1名の派遣がですね、発災後から続いているという状況にはあると聞いております。派遣期間のおしりはまだ分からないのですが、本庁職員、あるいは振興局職員、部の出先機関含め支援をしているところであります。

(岡田委員)

村山委員がよくおっしゃっているDMATみたいなものですか。

(太田分科会長)

そこまでは聞いていないですね。

(事務局)

都道府県間の連携で

(岡田委員)

あっ、道職員がやられてるということですか。

(板垣地域福祉課長)

そうですね。道の保健師と道の事務職員ということですね。

(岡田委員)

もっと広域のやつが、法人間の、職能といったものですか、派遣する協定なんかあるんですかね。

(村山委員)

あ、そうですね。はい。

災害リハビリテーション協会っていうのは組織がありまして、その北海道に対して、派遣打

診がありましたけど最終的には近場のリハ職が対応するというので、北海道のリハ職の派遣は、とりあえず中止になっているということでもあります。

(岡田委員)

今後、派遣がスムーズにいくっていうか、職場を休むっていうことも含めて、なんかそういうのがあればと言われたので、私、ちょっと分からなかったので答えられなかったもので。

(村山委員)

そうですね。はい。

(太田分科会長)

いま、道社協を中心にいたしまして、各加盟の団体を含めまして、DWA Tっていうのでしょうか、DMA Tに対して、ということ。全国的にも、岡山なんかこういう取組は進んでいますし、岩手でも進んでいるんですね。

北海道が遅れていると言われていたのですけれども。いま整備、何とかまとめていこうということやっております。単体だけではできないので、各職能団体だとかみんな含めましてやろうとしておりまして、まあ、先行事例が岡山、岩手、さっきまた出ていましたね。結構、東北が出ているんですね。はい。北海道、遅ればせながらいま取り組んで行こうとしているということです。道社協の役割にもなっていますので。

(宮内委員)

福祉施設のお年寄り、高齢者の方たち、また障がいの方たちの施設自体の専門職自体が足りないで、地域で住んでいる方達が施設に行くことになったときに、なかなかその対応が、どうしてもその方達を知らないで、情報収集をしなければならない。でも情報を収集すると個人情報はどうなのかとか、いろいろ多分難しい状況があるのだと思いますけれども、非常時のときに、できれば、その方達を受け入れ、また、足りないところは専門職の方たちが派遣されていけるように、重層的になっていくといいなあとという思いでありますので、よろしく願いしたいと思います。

(太田分科会長)

なかなかすぐに出動するのが、藤原先生も、DMA Tみたいにすぐ行くのと、どうしてもこう、福祉はそのあとという感じになりますので。

ただ、そういう空気は全国的にも進んできていますので、

(藤原委員)

時間的な順番がありますのでね。

(太田分科会長)

はい、ええ。

医療なんてすごいですよね。DMA Tとか。去年の地震の時も、私どもも病院をやっているものですから、特段はなかったのですが、ワーっと来られて、何かという感じです。それだけ早い動きをされているという。

私、それから、これ一番の、人材センターのところの就業者の確保というところで、この目標値がどうなのかというのも、我々、福祉事業をやっておりますと、こんな数字かというぐらいな感じにはなっているのですけど。

はい。その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

はい。次のあれも、ご検討いただくことになろうかと思っておりますので。

(太田分会長)

それでは、2つ目の「北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(施設運営指導課)

施設運営指導課法人運営グループの山崎と申します。よろしく申し上げます。

私からは、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして説明させていただきます。座って説明させていただきます

お手元の資料2-1、タイトルが『「北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)概要について』という資料をもとに説明いたします。

まず、1番の趣旨です。主に生活保護の受給者である生活困窮者を劣悪な環境に住まわせて、利用料として生活保護費から過大な料金を請求するといった、いわゆる貧困ビジネスが社会問題になっているということから、平成30年に「生活困窮者自立支援法」が一部改正されまして、これを受けて、社会福祉法が昨年6月に改正されております。

その後、国のパブリックコメントを経て、今年8月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」という厚生労働省令が公布されたところです。

これによりまして、都道府県や指定都市、中核市においては、無料低額宿泊所の基準となる条例を制定することとなったものです。

そのため、北海道においても条例制定の作業を進めておりまして、素案を作成後、今年9月10日～10月9日、30日間かけて道民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施しました。結果としては、ご意見等はなかったというものです。

次に3番の素案の概要について説明させていただきます。これは、主に北海道が独自の基準を盛り込んだ箇所について記載しております。

道の独自基準は1箇所だけですが、「主な基準の内容」という表をご覧ください。

この資料の項目欄の一つめにある「非常災害対策」の条文について、右側の太枠に記載されているとおり「北海道においては、地震・津波等の自然災害を想定した自然災害に対する非常災害対策の実施について、条例により明文化する」としたものであります。

これは他の社会福祉施設の基準条例の記載にならったものであります。

具体的に申しますと、資料2-2をご覧ください。タイトルが、別紙「北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案」というものです。これの3ページの条項の8番目、項目が「非常災害対策」というところでありますが、国の基準省令ではこの資料にありまらずとおり、1項と第2項までの記載となりますが、道ではこれに加えて、第3項として、先ほど述べた内容を明文化するものです。

具体的な文言としましては、「無料低額宿泊所は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるにあたっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。」となる予定です。

資料2-1にもう一度戻りまして、5番目の今後のスケジュールです。

11月下旬の第4回道議会の定例会に提案する予定であります。ここで議決されますと、令和元年4月1日の施行となる予定であります。

内容は以上で、6番の参考資料は、社会福祉法の改正された部分の抜粋について添付しております。また、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準という官報のコピーが別紙2-5として添付しておりますので参考としてご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

(太田分会長)

はい、事務局から説明いただきました。何かご意見等ございますでしょうか。

(太田分会長)

そもそも、この対象となる施設はたくさんあるのですよね。

(施設運営指導課)

把握している中では、報道されている件数でいうと、道内で53カ所です。

(太田分科会長)

53カ所・・マスコミではもう少し大きな数を言っているような気がするのですが。

(施設運営指導課)

この数は、札幌市、旭川市、函館市は外れています。

(太田分科会長)

札幌と旭川が多いのですよね。

(施設運営指導課)

札幌は多かったはずですよ。

(太田分科会長)

旭川もすごく多いってということで、マップで出てましたけれども。

(施設運営指導課)

もともとこの無料低額宿泊所というのは、これまでは事前に届出制と言うことで、既に届出されているのが、北海道内では2箇所しかなかったのですね。

ですけれども、届出はしていないけれども、それらしいものが多数あるだろうということで、それが先ほどの話しなのですね。今回につきましては、こういった基準を国の方で作りまして、道としても条例を作って、該当するような所につきましては、手を挙げて下さいという、そういった働きかけをしてまいりたいと考えています。

(藤原委員)

どこの部分が貧困ビジネスへの規制の強化になるのですか。

(施設運営指導課)

これまで、貧困ビジネス、北海道ではそういった事例はあまり聞いたことはなかったのですが、本州の方では路上生活をされている方を自分たちの施設に連れてきて、生活保護を受けさせて、そのお金をほぼピンハネして、月に数万円とか少ないお金だけを渡すということがあったものですから、さらに、その施設というのが非常に劣悪な環境にあって、小さな部屋に何人も押し込むというような形にあるということで、今回、国の方では、そういった貧困ビジネスを規制すると行ったことを主眼としまして、基準を作っております。

例えば、施設は、こういった施設でなければダメだということや職員を必ず置きなさいとい



った、いろいろな規制を今回設けております。そういったものを作ることによって、きちんと枠をはめてやっていこうということで、そういったことを守れないようなところへはきちんと改善命令をかけて、場合によってはやめなさいというところまで持って行こうということでございます。

(藤原委員)

監視するというか、指導する組織はどこになるのですか。道なのですか。

(施設運営指導課)

道で言えば、振興局社会福祉課です。

(藤原委員)

これは、手挙げなのですよ。挙げないところはどうするのですか。

(施設運営指導課)

北海道の方では、働きかけをするということになります。

これから、こういったものをやるときには、地方自治体あるいは社会福祉法人以外の者は事前に届出をしなければならないということになりましたので。

(橋本委員)

先ほど、従前2箇所、道内で53カ所という数字が出てくるというのは、どこを見込んでいるのですか。

(施設運営指導課)

具体的に無料低額宿泊所をやりますとあって、届出をされているところは、現在は2箇所です。

それ以外で調査をした結果、札幌、旭川、函館を除いて53カ所が該当する可能性があるということなんです。

(岡田委員)

今回のこういう社会福祉法に基づいて無料低額宿泊所を作るということで、行政が監査に入るってということですか。

(施設運営指導課)

そうなります。

(岡田委員)

それと、あくまで措置ではないので自由契約で入っているのですよね。

(施設運営指導課)

そうです。

(岡田委員)

それと、すいません、この無料低額宿泊所とは違うのでしょうかけれど、札幌市の寄宿舍というのですか、東区の北17条東1丁目あたりで起きたような火災にあった、ああいう部分では、スプリンクラーの問題とか、冬場、北海道ではストーブ焚いているの問題とか指摘されたと思

うのですが、そういった防災的な話しは、どう工夫をされているのでしょうか。

（施設運営指導課）

消防法をきちんと守りなさいということは、当然、言っていくことになるのですが、その消防法の中で、スプリンクラーを設置するというのが、大きな施設だけということになっていきます。ですから、ここでいう無料低額宿泊所というのは、基本定員5人以上の小さなグループホームのような、そういった小さなところがメインとなると思いますので、そういった規制というところまでは、正直考えておりません。

（岡田委員）

こういう施設であれば、私物がかなりあって、ずうっと長いこといらっしゃる、そこが住まいみたいになっちゃっている方もいらっしゃると思いますが、かなりそういった、火災が起りうるリスクというのが高まるのではないかと心配もあるのですが、どうですか。

（施設運営指導課）

職員がいることになっていきますし、さらに、それぞれの施設毎に災害計画を作って、当然火事を含めてですけれども、災害があったときにどうする、避難はどういうふうにするなどという避難訓練を必ずやることになっていきますので、そのこの所は消防とも連携しながら進めていくということで、どうしても生活の場でありまして、長く暮らしていけば私物もどんどん増えていくことにもなるかとは思いますが、そういった中で災害があったらどうするかといったことだと思いますので。

（岡田委員）

元気な人というか、たぶん高齢化して、だんだんだんだん歩くのもおぼつかなくなったような人たちも、結果的に増えてきている時代での施設の性格もあるのかと思いますので、私物云々も増えてくるのもやむを得ない中で、リスクも高まってきているのではないかと思います。

（施設運営指導課）

そうですね。きちんとこういうものを基準にして下さいということでやっていくことは良いことだとは思いますが、これから北海道は、そういったところを確認しながらやっていくことになると思います。

（藤原委員）

基本的なところがわからないのですけどね。この無料低額宿泊所の収入源というのはなんなのですか。

（施設運営指導課）

無料か、あるいは周囲と比べてすごく低額な金額で宿泊を提供してくださいということです。

現在、北海道内でやられている2箇所は社会福祉法人がやられています。他にもいろいろ施設を経営されている中で、無料低額宿泊所を2箇所経営されているということです。

そこは利用料というものを取っていて、食事とかそういったものを提供するというのをしております。

ですから、決して儲かるものとかそういうものではありません。

(藤原委員)

公費っていうものはないのですね。

(施設運営指導課)

ええ、今のところないです。

ただ、国の方で検討中ですけれども、一定の条件を満たせば、そこに対してその方を指導するための委託料を差し上げましょうというのが、国の方で内容を検討されていますので、それがあれば、その施設の運営が若干でも安定化できるかなということになっています。

(藤原委員)

いまは、社福の奉仕精神に頼るといことなのですか。

(施設運営指導課)

決して儲かるものではないということです。

(宮内委員)

いまの岡田先生の、防災の関係のスプリンクラーの関係で、大規模な施設でないと、あれ何人でしたかね。規定があるのですけれど。

(太田分科会長)

面積ですね。

(宮内委員)

面積でしたかね。例えばですが、ちょっと道でできるかどうかというところはあるんですが、そこをもう要は全部付けなさいという、規模関係なく付けなさいという形に持って行くことはどうですかね。

(施設運営指導課)

そうなるとですね、無料低額宿泊所だけではなくて、グループホームとか、いろんなところに波及していくことになりますので。

(宮内委員)

そこは難しいのですかね。

(施設運営指導課)

道としては、付いている方が安心ですが、これだけやってくださいというのは難しい。

(宮内委員)

波及するっていうこと。

(施設運営指導課)

そこはなかなか難しい所はあるかなというふうに思っています。

(太田分科会長)

私どもも経費のB型というものをやっているのですけれども、スプリンクラーはありません。

非常に怖いです。しかも自律型なので、もう、厨房も自分で使えますし。一応、簡易な形の消化剤みたいなものは付けているのですけれど。まあ、公的なところでも、まあそんなレベルですね。いま。

(宮内委員)

火災の起こりやすい条件があったりするものですかね。

(太田分科会長)

一番整っているのではないですか。あると思います、リスクが。

(宮内委員)

生活保護を担当していた人からの話しですが、まさに低額なところで、法人でやっていればいいのですけれど、ここに訳の分からない人が入ってきてですね、その53件の中には、そういったものがあるかもしれないですが、まあ海千山千、まさにこの生活保護の申請なんかも手伝うから、とかですね、また、住居の費用を生活保護から引っ張ってきてみたい、まさに現場の生保業務の職員はそのようなやり取りで、かなりシビアな問題が出ているということです。大変ですね。また、把握していくことも大変ですし、もうなんか野放しになっていくと、これまたすごいことになっていくのだろうかあとという心配もあつたりしますね。

(太田分科会長)

なかなか公的な施設も足りないです。やっぱり行政の方が、そういったところも斡旋とまではいかないのでしょうか、紹介をされるみたいですね。

(宮内委員)

まさにそうなのですよ。はい。

(太田分科会長)

まあ、ケースワーカーに聞くのですけれども、何を基準に紹介しているのですかと聞くのですけれども、そうも言われていられない状況もあるので、ある程度、大丈夫だと思ったら紹介しているという、それがなかったら、もう行政立ち行かないという。

(施設運営指導課)

先ほどのですね、委託料の話ですね、今日の新聞に出ておまして、国の方からきちんとした所にはですね、日常生活支援住居施設というものに認定しまして、そこで、金銭や健康保険の管理を委ねて委託料を払うということで、いま検討しています。

ですから、ある程度の基準をかけるけれども、その委託料を払うことで、その施設の運営がすこし安定していくのではないかとということです。

(太田分科会長)

いまの話、金銭の管理とその業務に対して委託料を出すということなのですか。

(施設運営指導課)

詳しいことはまだ検討中とのことです。

(太田分科会長)

私も見たのですけれど、よく読み取れなかったのですね。

(施設運営指導課)

金銭と健康面の管理を委ね、委託料を払うとなっております。

それぞれの生活課題に応じた個別支援計画を策定したり、適切な日常生活に支援を提供できる体制整備、こういったものが必要ですよといったところが認められれば委託料をお支払いしますということになると思います。

(村山委員)

よろしいですか。1つ。地震・津波の自然災害を想定した非常災害対策っていうのは、具体的にはどのようなものを想定しているものなののでしょうか。

(施設運営指導課)

それぞれの施設の立地によって、土砂災害であったり、津波であったりその立地によって想定される災害があるのですね。そういった災害、例えば浸水したときにはどこに逃げるのかとか、そういった具体的な計画を作って下さいとか、国の方ではもっとざっくりとした言い方なのですが、道としては、もっと具体的な計画をそれぞれを作って下さいといった、さらにそれを職員や入居者さん皆さんにもきちんと説明して、必ず避難訓練を行って下さいということで、より実効性のあるものにしたいと考えております。

(太田分科会長)

消防が入ると、結構消防が厳しいですから、避難訓練だとか、ですけど他の部分はどうか。指導できる形にできるものなののでしょうか。消防は立ち入っても、こうだ、ああだと言って、これ改善、改善って言えますけれども。

(施設運営指導課)

今回、うちの方の条例案になりますが、計画は地域の特性等を考慮して地震災害・津波等その他の自然災害を想定した対策を盛り込んだものでなければならないということで、そういったものを含む計画をきちんと作って訓練、国の方の基準の方に書いてあるのですけれども、少なくとも年に1回以上、定期的に避難訓練を行わなければならないという義務になっております。ここを、もし守らないようであれば道による指導が入ることになります。

(村山委員)

これ、たしか夜間に職員を配置しなければならないということにはなっていない施設ですよ。

だから夜間に、そういった災害が起きたら、居住している人たちが自ら避難しなければならないということですよ。

(施設運営指導課)

それぞれの施設によって、それをきちんと想定して、計画を立て訓練をしていく事が必要になってきます。

(太田分科会長)

なんか詰めていくと大変なことになりますよね。

(村山委員)

でも、日頃からのそういう訓練とか対応とかっていうものを作っていくっていうことは必要ですよ。

(太田分科会長)

どうですか、他に何かございますか。

(橋本委員)

全然とんちんかんな感じですが、災害が発生したときの仮設住宅みたいな形でこういうものを整備していく、設置して運営していくということってというのは、可能性として想定しているのでしょうか。

(施設運営指導課)

仮設住宅はあくまで住宅ですので、そこで何か営業するということは基本認められていないです。

(橋本委員)

以前の有珠山のときに、生活保護の受給申請に、当時の厚生省が即決するために派遣されて来ていたと思うのですけれども、ちょっとそのときに住まいをという話して、こういう生活困窮者状態にあるのだけれど、即、自立へ方向付けていきたいというようなケースで何かないだろうかという話しを聞いたことがあるものですから。

(施設運営指導課)

仮設住宅は、災害の方なので、話しは全然違うことになる。

(橋本委員)

そのステップとしての可能性としてはあるのかしらということで、前のその時の話しと結びついちゃったのですけれども。分かりました。

(平本委員)

無低ではないのですけれども、路上生活している方の一時保護をしている、一時的に保護する施設の運営を自治体でやらせていただいているのですが、やはり先ほどからでている火災が起きたときに、衝撃で、緊急にうちで自動火災報知器を設置したのですが、スプリンクラーまでいかないのですよね。委託の金額でやっているのですが、相当なやっぱり施設整備する費用がかかるという。無低をやられている方々は、本当に必要だなんていう、見て見ぬ振りできないという中でおやりになっていると思うのですけれども、とにかく追いつかない設備で、だから私もつつい設備の所に目がいってしまって、大事だよなあって、でもどうするのかなあっていう、なんかこう意見ではないのですけれども、そんな感想に思ったのです。だから、これどうやって水準高いものにしていくのかってというのが課題で、いま道だけでできるっていうものではないと思うのですが、管理してどうするか。というふうなものに進んでいかないと行けないのではないかとこのように思いました。すいません。

(宮内委員)

先ほど説明していただいて、消防法とか各方面にも波及するっていうことでして、こと限定して、じゃあ、この低額のっていうところに限定してというのはいかないのですかね。申し訳

ない。そういう。

(施設運営指導課)

いまのところは、その消防法上とかには、たしかに普通の下宿と言いますかね、そういう扱いになっていますが、そうすると消防法上も義務がないというところで、北海道が義務を課して、それがどうなのか、もちろん、それが人の命を守るという意味では十分に意義があると思うのですが、逆に言えば、その設置運営主体さんの方にも負担を強いるという感じになってしまう。そうすると運営できなくなってしまうかもしれないです。

ちょっと難しいかなあと思うのですが。

(太田分科会長)

他にないですか。

(岡田委員)

たぶん、こういうのは他にもあるのかもしれませんが。この無料低額宿泊所というものの、生活保護とかの受給者の方で、普通のアパートとかに入れない方達で身を寄せ合って住んでいるような場所とかも、結局、北海道の振興局でされるのだらうと思うのですが、生活保護を受けるために住所をここにお願いして利用が始まるといった事だったりして、かと言ってこの放置してホームレスになるような状態にするようなことは、行政としてできませんということをやっていると思うのですが、こういうところで、やっぱりリスクが高いという、そして経営、悪意を持っている貧困ビジネスならば別ですが、一部の思いがある方々が運営されている、そこに何か火災のリスクがあるから、そこに設置しなさいとは、やっぱり言えないですね。しかし一方で、他のグループホームとかそういう所とかから比べれば数が少ないはずなので、そういう本当に生活困窮の状況の人たちの生活の最低限の所を、安心感を持って過ごしていただけるために、ぼんと新しい知事の下で、例えば、そこに道がお金を9割付けるだとか、そんなふうな英断なんてないでしょうか。

(施設運営指導課)

そうですね。

(岡田委員)

これは道としても、たぶんやむを得ずお願いするような形でやっていたらいいようなものもあるのが実態だと思いますから、そういうところにしわ寄せがいかないように何かきちんと上申していただければと思うのですが。

(施設運営指導課)

そうですね。

(太田分科会長)

私はこういった実態が把握できたことだけでも大きいことだと思うのですよ。

今までは、こう野放しになっていた形で、触って良いのか、触ったらダメなのか、藪をつついちやうようなところで避けてきたはずなので、それをある程度はつきりさせたということで、まあ、これからのあり方というのはこれから大変な問題だとか、いろんな事があるかとは思いますが。今後だらうというふうに。

こんなところでよろしゅうございますか。それでは、今日の1番、2番を終わります。先ほ

ど課長さんからありました、先ほどの江別の話。これも。

(板垣地域福祉課長)

これも10月に協定を結んだばかりで、1月経ちまして、今後ですね、具体の整備がですね、動きが出てくるものと思います。また、この分科会の場をお借りしまして、報告できる状況が整いましたら、情報提供させていただきたいと思っております。

(太田分科会長)

かなり具体的に進んでいるのですか、これは。

(板垣地域福祉課長)

そうですね、1月経ちまして、江別市さんで生涯活躍のまち整備事業で共生の町を目指してということで、この事業でですね、プロポーザルをかけたときに、つしま医療福祉グループが手を挙げて、このコンセプトにあったということで、非常に様々な具体的な整備事業が書いてあります。

先ほども申し上げましたとおり、地域の住民の方々も含めて、交流農園ですとか、温泉だとかパークゴルフだとか、ここまで大きいのはなかなか全道にはないものですから、地域福祉支援計画にも書いてあります、いま160市町村ですね、共生型の⑥の拠点のところ、これを全市町村に置いていただけるように、いま進めているところですから、一つの材料として使って行けたらなと思っております。

(太田分科会長)

何かみな様からありますか。

(太田分科会長)

よろしいですか。それでは、一応予定通りの議事はここまでとさせていただきたいと思いますが、ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、これで協議・検討を終わらせていただきたいと思います。あとは事務局お願いします。

(事務局)

太田分科会長、ありがとうございました。今年度の分科会の開催予定なのですが、本日の開催のみとさせていただきたいと思っております。来年度の開催につきましてはまた近くなりますとですね、改めて日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それではこれもちまして、本日の分科会を閉会させていただきます。ありがとうございました。